

令和2年度第1回千葉県慢性腎臓病（CKD）重症化予防対策部会（R2.8.6開催） 議事要旨

1 CKD抽出基準の設定及び周知について *抽出基準は資料6-2を参照

- 保険者が特定健診の結果から重症化リスクの高いCKD患者を抽出するための「抽出基準」を決定。市町村（国保）はKDB外付けシステムから抽出ができる。保険者へ周知を図るには、「CKD対策協力医」の登録が必須である。
- 評価方法として、抽出し受診勧奨した対象者が協力医等医療機関を受診した結果を医療機関等から市町村へ報告する仕組みが必要ではないか等意見があり、今後、国の評価方法や指標を参考に検討する。
- 糖尿病性腎症とCKDの抽出基準の両方に該当した場合は、糖尿病を有する場合は、糖尿病性腎症重症化予防に従って受診勧奨などを行うものとする。なお、保険者がレセプトを確認し、対象者に複数の通知が行かないよう整理することは可能。

2 CKD対策協力医について ※スケジュールは資料6-3を参照

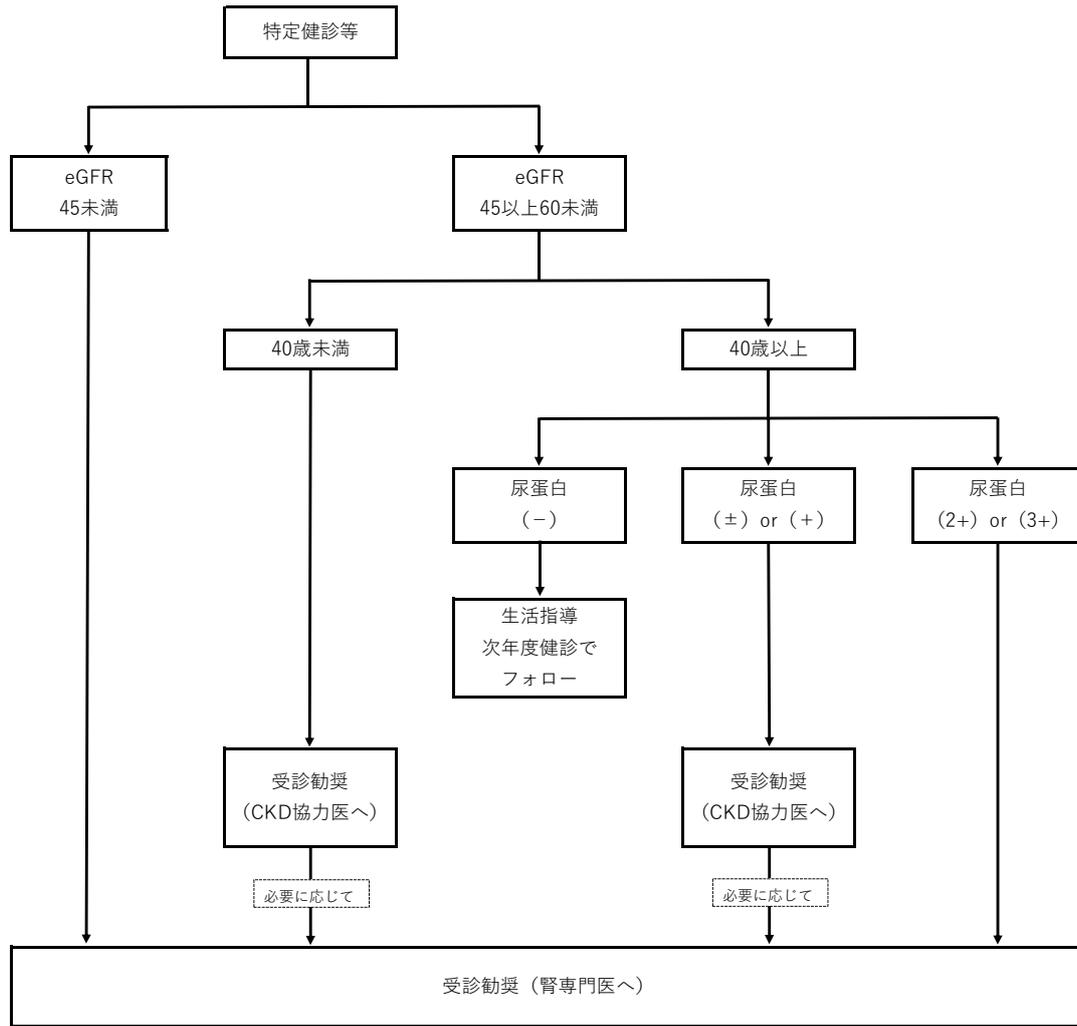
- 名称を「CKD対策協力医」と決定。
- 市町村等保険者は、特定健診結果から抽出した対象者に受診勧奨先として案内する。
- 養成・登録方法は、医師会のe-Learningを活用して、研修動画を視聴し、協力医の要件に賛同した場合、各項目にチェックしていただいた上で、協力医となる意思表示のあった医師を協力医として登録する。（医師会員を対象に開始する。）
講義内容や講師等は腎臓専門医が決定する。
受講案内は、千葉県医師会報（11月号掲載予定）やホームページ、地区医師会長会議等を活用する。県が医療機関へ送付する下敷き発送時に概要を同封する。
- 協力医の要件は「①健診結果に基づき実施すべき検査を定期的に行うこと」「②保険者からの受診勧奨通知により受診した場合に、結果等を返信すること」「③腎専門医への紹介基準にのっとり対応をすること」「④CKDシール活用促進のため、薬局へのeGFR値の通知、CKDシール貼付への協力、疑義照会への対応を行っていただくこと」の4つとする。

3 CKDシールの運用について

- 松戸市で実施されている取組を全県に広げる。シールをお薬手帳に貼付することで、投薬に注意が必要なCKDの患者自身に自覚を促し、腎機能低下であることを医療関係者が認識し疑義照会等の対応を行うDシールの運用を開始する。
- 貼付は、薬局及び腎臓専門医が行い、次年度以降、協力医にも協力いただく。
- シールの運用開始の研修は、薬局等を対象に、薬剤師会主体で研修会を開催し、研修会受講者へシールを配布することとする。（協力医の研修ツールを活用可能とする。）
（シールの運用については、糖尿病対策推進会議理事会（9/8）にて確認予定。）

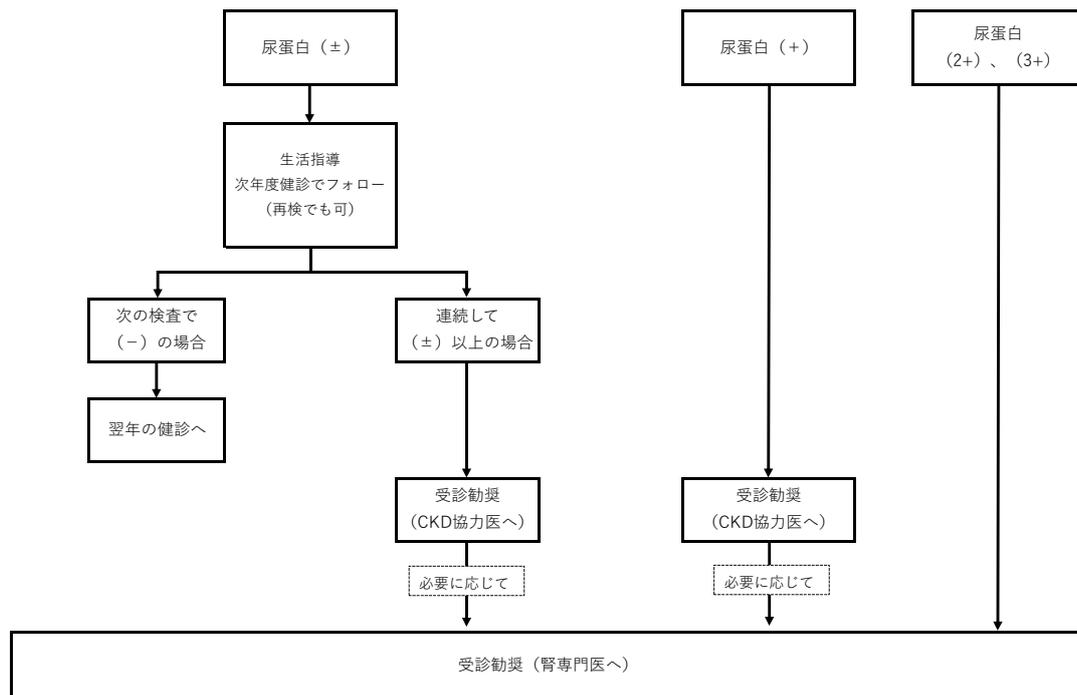
【eGFRによる抽出基準】

資料6-2



【尿蛋白による抽出基準】

※eGFRによる抽出が不可の場合に使用



CKD対策協力医 今後のスケジュール

資料6-3

